

**令和4年度住宅ストック維持・向上促進事業**  
**(うち、住宅ストックの相談体制整備事業および住宅ストックの担い手支援事業)**  
**を行う補助事業者の募集についての公示**

令和4年5月27日

国土交通省住宅局長 淡野 博久

令和4年度住宅ストック維持・向上促進事業のうち住宅ストックの相談体制整備事業および住宅ストックの担い手支援事業を行う補助事業者の募集について公示する。

## I. 事業の概要

### 1. 事業名

住宅ストック維持・向上促進事業

(うち、住宅ストックの相談体制整備事業(以下、「事業①」という。))および住宅ストックの担い手支援事業(以下、「事業②」という。))

### 2. 事業の目的

本事業は、住宅ストック維持・向上促進事業のうち、良質な住宅ストックに係る紛争や災害対応等の相談体制の整備を行う者及び良質な住宅ストックの形成に資する担い手の支援を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図ることを目的とする。

### 3. 事業内容

<事業①> 既存住宅やリフォームに対する消費者の不安解消のため、住宅に係る紛争解決や、災害時の住宅の補修や再建等住宅ストックに係る相談体制整備等を行う事業

<事業②> 住宅リフォーム事業者団体、安心R住宅登録団体、既存住宅状況調査技術者講習機関等をはじめとする事業者団体等の人材育成や制度普及等を支援する事業

### 4. 事業実施期間

本事業の実施期間は以下のとおり予定している。

令和4年7月上旬 ～ 令和5年2月1日(水)

## II. 要件

### 1. 公募対象事業者の要件

次の全ての要件を満たすことのできる事業者とする。

<事業①②共通要件>

- a) 事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- b) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- c) 事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- d) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- e) 事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

〈事業①の要件〉

- ・地方公共団体又は（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターと連携し相談体制を構築する協議会等であること。

〈事業②の要件〉

- ・住宅リフォーム事業者団体、安心R住宅登録団体、既存住宅状況調査技術者講習機関、または、それらと連携した人材育成や制度普及等を実施する団体であること。

## 2. 公募対象事業の要件

次の全ての要件を満たす事業であること。

〈事業①の要件〉

- a) 複数の専門家が連携し、住宅に係る紛争解決、災害時の住宅の補修や再建等に関する消費者からの相談に対し、適切に助言等を行うサポート体制を整備する事業であること。
- b) 事業の実施に関する計画が、達成しようとする目的に照らして適切なものであること。
- c) 補助期間終了後も事業が持続的に実施できる見込みがあること。
- d) 地方公共団体又は（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターと連携して実施すること。
- e) 相談体制の整備による成果・効果（相談件数、相談者の属性・相談内容・相談者への助言等の類型化・整理、相談事案への有効な解決策の提案・整理等）及び体制運用上の課題等を分析・検討した上で、今後講ずべき改善策を整理し、報告書としてとりまとめ、国土交通省に報告すること。

〈事業②の要件〉

- a) 良質な住宅ストック形成に資する担い手の支援のための人材育成、制度普及を行う事業であること。
- b) 事業の実施に関する計画が、達成しようとする目的に照らして、適切なものであ

ること。

c) 補助期間終了後も事業が持続的に実施できる見込みがあること。

<事業①②共通要件>

・ 既往の取組や事業に対して新規性を有していること。

### Ⅲ. 補助金の額

#### (1) 補助額

<事業①> 補助金の額は定額とする。

<事業②> 人材育成または制度普及の実施に必要な額の2/3以内の額。

#### (2) 補助対象経費

<事業①>

- ・ 相談体制の検討・整備・普及を実施するため必要となる経費
- ・ 専門家の連携による相談を実施するため必要となる経費

<事業②>

- ・ 人材育成や制度普及等の実施に要する経費

※人材育成事業とは住宅リフォーム事業者団体、安心R住宅登録団体、既存住宅状況調査技術者講習機関、または、それらと連携した研修の実施、マニュアルの作成等を行うものである。

※制度普及事業とは住宅リフォーム事業者団体、安心R住宅登録団体、既存住宅状況調査技術者講習機関、または、それらと連携した説明会の開催、ウェブサイト構築等を行うものである。

### Ⅳ. 審査方法

提出された提案書について書類審査等を行い、要件への適合性を確認するほか、事業の必要性、実現可能性、継続性について評価し、評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

### Ⅴ. 提案書の作成及び提出等

#### 1. 応募方法

##### (1) 募集期間等

募集要領公表：令和4年5月27日（金）

提出書類の受付期間：令和4年5月27日（金）～令和4年6月17日（金）17時 **必着**

採択結果の通知：令和4年6月下旬（予定）

##### (2) 提出方法

提案書類を添付の上、事業ごとの担当宛に電子メールで提出してください。

## 2. 提出先及び問合せ先

担当部局：国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室

〈事業①〉住宅ストックの相談体制整備事業担当：中島 巻田

〈事業②〉住宅ストックの担い手支援事業担当：藤本 巻田

メールアドレス：〈事業①〉 nakajima-m23f@mlit.go.jp 、 makita-m2a7@mlit.go.jp

〈事業②〉 fujimoto-a2tr@mlit.go.jp 、 makita-m2a7@mlit.go.jp

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号：03-5253-8111（内線）39-439, 39-448, 39-446

受付時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）10時00分から18時00分まで

## 3. その他

- ① 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 関連情報（本事業の応募にあたっての説明書の入手等）のための照会窓口は「2. 提出先及び問合せ先」に同じ。
- ③ 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ④ 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、申込者に対して補助事業者の取消を行うことがある。
- ⑤ 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- ⑥ 詳細は募集要領による。

以上